

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	ナブ乳剤
会社	日本曹達株式会社
住所	〒100-8165 東京都千代田区大手町2-2-1
担当部門	農業化学品事業部普及部
電話番号	03-3245-6178
FAX 番号	03-3245-6084
緊急連絡先情報	農業化学品事業部普及部
電話番号	03-3245-6178
夜間緊急連絡先	高岡工場RC推進部/警備室(夜間・休日)
電話番号	0766-26-0255
SDS 作成日	1993年04月28日
SDS 改訂日	2017年07月26日(13版)

2. 危険有害性の要約

【GHS 分類】

爆発物	分類対象外
可燃性又は引火性ガス	分類対象外
エアゾール	分類対象外
支燃性又は酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分 4
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	分類できない
水反応可燃性化学品	分類対象外
酸化性液体	分類対象外
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性	分類できない
急性毒性：経口	区分外
急性毒性：経皮	区分外
急性毒性：吸入(ガス)	分類対象外
急性毒性：吸入(蒸気)	分類対象外
急性毒性：吸入(粉塵・ミスト)	区分 4

皮膚腐食性又は皮膚刺激性	区分外
眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性	区分2A
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分外
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分2
生殖毒性	区分1B
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分2（血液、眼、気道）、区分3（麻酔作用、気道刺激性）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分2（血液、眼、呼吸器）
吸引性呼吸器有害性	区分1
水生環境有害性（急性）	区分2
水生環境有害性（長期間）	区分2

【ラベル要素】

絵表示（GHS-JP）



注意喚起語 危険

危険有害性情報(物理化学的危険性)

可燃性液体

危険有害性情報(健康有害性)

吸入すると有害

強い眼刺激

発がんのおそれの疑い

生殖能または胎児への悪影響のおそれ

臓器（血液、眼、気道）の障害のおそれ

呼吸器への刺激のおそれ、眠気又はめまいのおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（血液、眼、呼吸器）の障害のおそれ

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

危険有害性情報(水生毒性)

水生生物に毒性

長期継続的影響によって水生生物に毒性

(安全対策)

予防策については、「7. 取扱いおよび保管上の注意」、「8. ばく露防止及び保護措置」を参照。

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

裸火や高温のものから遠ざけること。－禁煙。

ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

- ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- 取扱後は手をよく洗うこと。
- この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- 環境への放出を避けること。
- 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

(応急措置)

- 応急処置については、「4. 応急措置」、「5. 火災時の処置」を参照。
- 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は医師に連絡すること。
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。
- ばく露したとき、または気分が悪い時：医師に連絡すること。
- ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断/手当てを受けること。
- 気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。
- 火災の場合：消火に炭酸ガス、粉末消火剤、泡消火剤、霧状の水を使用すること。
- 漏出物を回収すること。

(保管)

- 保管については、「7. 取扱い及び保管上の注意」を参照。
- 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- 施錠して保管すること。

(廃棄)

- 廃棄については、「13. 廃棄上の注意」参照。
- 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村/の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物
 化学名 セトキシジムを有効成分とする農薬除草剤

化学名	CAS 番号	濃度	化学式	官報公示整理番号	
				化審法番号	安衛法番号
(±)-2-(1-エトキシイノブチル)-5-[2-(エチルチオ)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘキサ-2-エノン	74051-80-2	20.0%	C ₁₇ H ₂₉ N ₀ S (構造式は末尾に記載)	3-3605	3-(4)-339
トルエン	108-88-3	0.24%	C ₆ H ₅ CH ₃	3-2(優先評価化学物質)	なし(公表化学物質扱い)
ポリオキシエチレンニルフェニルエーテル	9016-45-9	1.3%	末尾に記載	7-172(優先評価化学)	なし(公表化学物質扱い)

				物質)	い)
ナフタレン	91-20-3	6.2%	—	4-311(優先評価化学物質)	なし(公表化学物質扱い)
キシレン	1330-20-7	0.43%	C6H4(CH3)2	3-3(優先評価化学物質)	なし(公表化学物質扱い)
エチルベンゼン	100-41-4	0.25%	C6H5CH2CH3	3-28(優先評価化学物質)	なし(公表化学物質扱い)
トリメチルベンゼン(異性体混合物)	25551-13-7	≤2.0%		3-7	なし(公表化学物質扱い)

《その他溶媒および界面活性剤等》

含有量 $\geq 69.58\%$ (溶媒は芳香族炭化水素(ソルベントナフサ))

《(±)-2-(1-エトキシイソブチル)-5-[2-(エチルオ)プロピル]-3-ヒドロキシクロヘキサ-2-エノン の別名》

セトキシジム

《キシレン の別名》

キシロール

4. 応急措置

飲み込んだ場合

口をすすぐ。直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

汚染された衣服、靴を直ちに脱ぎ、製品に触れた部分を水と石鹼でよく洗う。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。

5. 火災時の措置

火災時の措置

消火に際しては、通常の消火保護具を着用すること

周辺火災の場合、速やかに容器を安全な場所に移す。移動できない場合、容器に放水し、冷却する。

適する消火剤

初期消火には、炭酸ガス、粉末消火剤、霧状の水を用いる。大規模火災には泡消火剤等を用いて、空気と遮断する事が有効である。

6. 漏出時の措置

漏出時の措置

- 1) 人を退避させ、飛散・漏出した周辺にロープを張り、「立入禁止」及び「火気厳禁」の措置を行う。
- 2) 作業の際は、保護具を着用し、風上で作業をする。保護具については「暴露防止措置」を参照の事。
- 3) 漏出した場所に砂等で堰を作り、液が広がらないようにし、スコップ等で容器に回収する。砂等を用いてできるだけ回収する。
- 4) 漏出した跡を大量の水で洗い流す。濃厚な溶液が河川等の公共水系に流れださない様に注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

忌避物質(物質名)

酸化性物質、有機化酸化物

取扱い

- 1) 取扱いは換気のよい場所で行い、屋外での取り扱いは出きるだけ風上から作業を行う。
- 2) 保護手袋・保護眼鏡等を着用し、取扱い後は手・顔等を丁寧に洗浄する。
- 3) 火気厳禁。静電気・衝撃火花等の着火源にも注意する。

保管

- 1) 火気厳禁。換気のよい、直射日光のあたらない、すずしい場所に保管する。
- 2) 保管中、容器は、空気との接触を避け密閉する。
- 3) 酸化性物質、有機化酸化物と一緒に保管しない。

8. ばく露防止及び保護措置

《(±)-2-(1-エチルピリダチル)-5-[2-(エチルオ)プロピル]-3-ヒドロキシクロヘキサ-2-エノンのデータ》

厚生労働省（管理濃度）	設定されていない
日本産業衛生学会（許容濃度）	記載なし(2011年度)
ACGIH（TWA）	記載なし(2012年度)

《トルエンのデータ》

厚生労働省（管理濃度）	20ppm
日本産業衛生学会（許容濃度）	188mg/m ³ (2010年)（皮膚吸収）
ACGIH（TWA）	20ppm(2010年)（皮膚吸収）

《ポリオキシエチレンニルフェニルエーテルのデータ》

厚生労働省（管理濃度）	設定されていない
-------------	----------

日本産業衛生学会（許容濃度）	記載無し(2014年度)
ACGIH（TWA）	記載無し(2010年度)
《ナフタレンのデータ》	
日本産業衛生学会（許容濃度）	記載なし(2014年度)
ACGIH（TWA）	10ppm(2012年度)
《キシレンのデータ》	
厚生労働省（管理濃度）	50ppm
日本産業衛生学会（許容濃度）	50ppm（2011年度）
ACGIH（TWA）	100ppm（2011年度）
《エチルベンゼンのデータ》	
厚生労働省（管理濃度）	設定されていない
日本産業衛生学会（許容濃度）	50ppm(2011年度)
ACGIH（TWA）	20ppm(2011年度)
発ガン性 IARC	2B（ヒトへの発ガン性の可能性がある物質）
発ガン性 ACGIH	A3（動物試験での発ガン性が確認されているが、ヒトへの発ガン性が確認されていない物質）
《トリメチルベンゼン(異性体混合品)のデータ》	
厚生労働省（管理濃度）	設定されていない
日本産業衛生学会（許容濃度）	120mg/m ³ (2007年度)
ACGIH（TWA）	123mg/m ³ (2007年度)

設備対策

屋内使用の場合、装置を密閉化し、局所排気装置又は全体排気装置を設置する。シャワー・洗眼器を設置する。

保護眼鏡

ゴーグル型

保護手袋

ゴム・塩ビ等の不浸透性手袋。

呼吸用保護具

有機ガス用防毒マスク。

保護衣

材質を特定しないが、長袖・長ズボン。

9. 物理的及び化学的性質

形状	液体
色	淡褐色澄明可乳化液体
臭い	芳香

沸点

191℃

pH

3.5～5.5 (1%水 20℃)

溶解度

任意の割合で乳化。(水)

その他の物理/化学的性質

比重

0.925～0.94520/4℃

引火点

63.5℃ (タグ密閉式)

10. 安定性及び反応性

安定性・反応性

通常取り扱いでは安定。

11. 有害性情報

有害性情報

発ガン性：区分2のナフタレンを1.0%以上含有するため区分2とした。

生殖毒性：区分1Bのキシレンを0.3%以上含有するため区分1Bとした。

特定標的臓器/全身毒性(単回)：区分1(血液、眼、気道)のナフタレンを1.0%以上10%未満含有するため区分2とした。区分3(気道刺激性、麻酔作用)のソルベントナフサを20%以上含有するため区分3とした。

特定標的臓器/全身毒性(反復)：区分1(血液、眼、呼吸器)のナフタレンを1.0%以上10%未満含有するため区分2とした。

吸引性呼吸器有害性：区分1のソルベントナフサを10%以上含有すること及び動粘性から区分1とした。

皮膚刺激性

軽度(ウサギ)：試験レポートのスコアから区分外とした。

眼刺激性

強い眼刺激(ウサギ)：試験レポートのスコアから区分2Aとした。

感作性

陰性(モルモット)

急性経口毒性

LD50(ラット) ♂：4216mg/kg ♀：3047mg/kg

LD50(マウス) ♂：4122mg/kg ♀：6633mg/kg

急性経皮毒性

LD50(ラット)：>5000mg/kg

急性吸入毒性

LC50(ラット) ♂：4.6mg/l ♀：3.5mg/l (4hr)

12. 環境影響情報

環境影響情報

水生生物へ毒性があるので、河川へ流入しないよう注意する。又、イネ科作物に薬害があるので、イネ、ムギ、トウモロコシ等に薬剤が掛からないよう注意する。

水生毒性（急性）：下記データより区分2とした。

水生毒性（慢性）：混合物の成分の加算により区分2とした。

急性魚毒性

LC50（コイ）：7.6mg/L（96hr）

ミジンコ遊泳阻害毒性

EC50：11mg/L（48hr）

藻類生長阻害毒性

ErC50：76mg/L（72hr）

13. 廃棄上の注意

廃棄上の注意

そのまま又はおがくず等に吸着させて、産業廃棄物用焼却炉で少量ずつ焼却する。

14. 輸送上の注意

輸送上の注意

荷役中の取扱いは、慎重丁寧に行い、手かぎの使用・転倒・落下・衝撃等により容器を傷め、内容を飛散させてはならない。

輸送中は、直射日光や雨水の浸透を防止するため、被覆すると共に、容器を動揺、摩擦、転倒、落下が起こらないように積載・輸送する。

積荷の高さは3m以下とし、消防法第1類又は第6類との混載を避ける。

指定数量(1000L)以上を輸送する場合、消防法政令第30条により標識、消火器、交替運転手、積替え、休憩・故障時等の安全と保安に配慮する。

国連分類(クラス)

9（有害性物質）

容器等級

III

国連番号-品名

3082（環境有害物質（液体））

海洋汚染物質

該当

15. 適用法令

労働安全衛生法	： 特定化学物質第2類物質、特定第2類物質（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2、3号） 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号） 特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第38条3） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） キシレン（政令番号：136） トリメチルベンゼン（政令番号：404） トルエン（政令番号：407） ナフタレン（政令番号：408） エチルベンゼン（政令番号：70） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） キシレン（政令番号：136） トリメチルベンゼン（政令番号：404） ナフタレン（政令番号：408） エチルベンゼン（政令番号：70）
毒物及び劇物取締法	： 非該当
消防法	： 第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体（法第2条第7項危険物別表第1・第4類）
悪臭防止法	： 特定悪臭物質（施行令第1条） トルエン、キシレン
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	： 第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1） ナフタレン（政令番号：302） ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル（政令番号：410）
農薬取締法	： 該当
米国運輸省規制	： 可燃性液体類（コンテナ等大型容器の場合のみ） 識別番号：NA-1993

16. その他の情報

記載内容の問合せ先

高岡工場生産技術研究所製剤G（TEL：0766-26-0282 FAX：0766-26-0301）

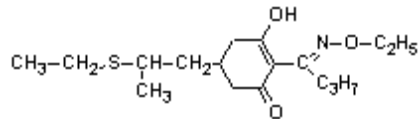
記載内容は現時点で入手できた資料、情報データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上、利用してください。

中毒したときの緊急連絡先

公益財団法人 日本中毒情報センター（事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る）
 中毒110番 一般市民専用電話（大阪） 072-727-2499（情報料無料）
 365日24時間対応
 （つくば） 029-852-9999（情報料無料）

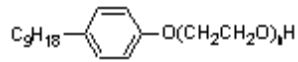
	365日 9～21 時対応	
医療機関専用有料電話	(大 阪)	072-726-9923 (1件 2000円)
		365日 24時間対応
	(つくば)	029-851-9999 (1件 2000円)
		365日 9～21 時対応

医療機関の方が一般市民専用電話を使用した場合も、
情報料1件につき2,000円を徴収します。



CAS 番号 : 74051-80-2

化学名 : (±)-2-(1-エトキシイミノピペリル)-5-[2-(エチルチオ)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘキサ-2-エノン



CAS 番号 : 9016-45-9

化学名 : ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル